労災レセプト電算処理システム対応に関するお知らせ (傷病の部位について)

患者登録で労災保険を登録時に入力された「傷病の部位」は、紙レセプトの「傷病の部位及び傷病名」欄へ記載を行っていますが、労災レセプト電算処理システムの電子レセプトについてはこれを記録する項目が存在しません。

「傷病の部位」に【右膝】と入力し、病名登録で【関節骨折】と入力されている場合、紙レセプトは、

傷病の部位	右膝
及び	関節骨折
傷病名	

と記載されますが、電子レセプトでは傷病名レコード(レコード識別:SY)に【関節骨折】のみが 記録されることから、審査支払機関のチェックで部位が記録されていない等の理由により返戻となる 可能性があります。電子レセプトで請求される場合は、部位が必要となる病名について病名登録時に 併せて部位の入力を行うようにしてください。

29	(P02D)患者登録-労災自賠保険入力	
労災自賠保険区分	被保険者名	
自賠責請求区分	傷病の部位	
<短期給付 傷病年金 自賠責 公務災害>		
労働保険番号		
年金証書番号		
災害区分		
新継再別	⇒ 転帰事由 ⇒ 四肢特例区分 ⇒	
傷病年月日	療養開始日 療養終了日	
事業の名称		
事業場の所在地	都道府県 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
自賠責担当医		
自賠責保険会社	Z	
労災レセ回数記	載 基準年月 回数 労働基準監督署	
	マーケア>	
健康管理手帳番号		
損傷区分	•	
療養開始日	療養終了日	
F1 戻る	F3 削除 F12 登録	